

## 令和6年度第4回薬剤師卒後研修プログラム部会 結果

1 日時：令和6年9月26日（木）14時～15時05分

2 開催場所：Webexによるオンライン会議

3 結果：

(1) 開会のことば（薬務課長）

(2) 議事

A病院、B病院、C病院の病院薬剤師卒後研修プログラム（以下「プログラム」という。）の審査  
→各委員から全員一致で全てのプログラムについて※条件付き承認された。

※各委員からの指摘事項を修正することを前提に承認

【以下、各委員からの主な意見】

《A病院》

- ・病院間の連携については、学生が病院を選ぶ際にも相手先を記載すべき。
- ・プログラムに各項目の実施期間、実施時期がなく、学生が見た際にどのような時系列で研修を行うかが不明瞭であるため具体的に記載すべき。
- ・初期研修薬剤師教育プログラムの教育期間が12カ月と記載してあるので、プログラム上の全項目を12カ月間で実施すると誤解されるのでは。
- ・他職種連携をする際はチーム医療で活躍する薬剤師を育てるために、他職種から評価をしてもらう方が望ましい。

《B病院》

- ・感染制御認定薬剤師に加え、外来がん治療認定薬剤師を取得できるのであれば、より良い。
- ・D病院と連携し、専門・認定薬剤師を取得すればより魅力的になるのでは。

《C病院》

- ・E病院と連携し、専門・認定薬剤師を取得すればより魅力的になるのでは。

《全ての病院に共通する事項》

- ・9年間にも及ぶプログラムの責任者が変わるとプログラムが動かなくなる可能性があるため、病院長又は薬剤部長等責任を持って遂行できるものを選出し、定義づけすべき。
- ・自院で勤務する薬剤師が取得している専門・認定薬剤師の資格名称と人数（取得見込み含め）をプログラムに記載すべき。
- ・指導者として、基準はあるのか。例えば昨年きた薬剤師がいきなり指導者になるケースもあるのではなか。プログラムに記載するかは別として、審査では確認する必要がある。
- ・いつ、どの研修を行うかの時系列を示した表があると学生視点だとわかりやすい。

《茨城県病院薬剤師卒後研修プログラムガイドライン改訂について》

- ・プログラム責任者について定義づけし、記載することを義務とすべき。
- ・プログラムの評価及び評価時期について明確化すべき。
- ・指導者の詳細（職位やキャリア、所持している認定資格等）を明記することを義務とすべき。  
→今後、当ガイドラインの改訂を検討予定。（事務局）